

第1 環境保全の推進

1 環境保全

人と自然が共生できる
循環・環境のまちをつくる

I 基本的な考え方

環境問題は、自動車交通による大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害から、資源・エネルギーの大量消費、緑の減少や水循環の阻害などの問題に至るまで、非常に複雑・多様化してきています。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境規模の問題にまで広がり、その影響は次世代に及ぶ深刻さを増しています。こうした状況のもと、社会経済活動や国民の生活様式のあり方を含め、利便さや快適さ、豊かさを維持しながら、しかも環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な社会を実現するための取り組みが求められています。

市では、平成12年に「環境基本条例」を制定し、さらにこの条例に基づく「環境基本計画」を平成14年に策定して、個々の公害対策を進めるだけでなく、地球規模の環境問題の解決にも視点を置きながら、これからの行政のあるべき施策の方向性と、市、市民、事業者の行動指針を示すとともに、具体的な目標を定め、取り組みを進めています。資源・エネルギーを有効に活用し、地球温暖

化など環境に与える負荷を低減するための市の率先的な行動として、環境負荷の低い商品を優先的に購入する「グリーン購入」の推進のほか、市役所本庁舎など5つの公共施設を対象に、省エネルギー診断に基づく公共施設の省エネルギー対策事業(ESCO事業)に取り組み、成果を上げてきました。さらには、環境マネジメントシステムの構築にも取り組み、平成17年2月には環境センターが、平成18年12月には三鷹市庁舎がISO14001の認証を取得しました。

今後も、ISO14001の更新や他の市施設への簡易版環境マネジメントシステムの導入など率先的取り組みをさらに進める一方で、引き続き環境学習の推進等による意識啓発に努めるほか、平成15年に創設した「環境基金」を原資として、環境負荷低減に向け市民や団体、事業者に対する支援を実施するとともに、優秀な環境活動を行っている市民や団体を顕彰する環境活動表彰を実施し、環境への意識や行動を高めるような取り組みを進めていきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
三鷹市内で使用する総電気使用量	769,743 千kw/h	765,900 千kw/h	788,037 千kw/h	759,681 千kw/h
市民一人あたりの電気使用量(注1)	1,999kw/h	2,035kw/h	2,165kw/h	2,103kw/h

家庭及び事業所における省エネルギー・新エネルギー導入行動を示す指標です。省エネルギー・新エネルギーの導入に対する支援及び普及・啓発活動を推進し、市民の意識啓発を図り、家庭及び事業所におけるエネルギー使用量の削減をめざします。

(注1) 市民一人あたりの電気使用量：通常一般家庭の契約種別である従量電灯の電気使用量を当該年度1月1日の住民基本台帳人口で割ったもの

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量(注2)	34,386t	36,067t	35,253t	29,476t

公共施設における温室効果ガスの削減を示す指標です。公共施設に省エネルギー・新エネルギー等を導入することにより二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス総排出量を削減し、地球温暖化防止に率先して取り組みます。

※目標値は、「地球温暖化対策実行計画第2期計画」で定めた対象施設を変更した後の数値です。

(注2) 数値は、二酸化炭素(CO₂)換算値になります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 地域環境保全の計画的な推進	(1)「環境基本計画」の推進	主要 ①「環境基本計画」の推進 新拡 ②みたか環境活動推進会議の設置・運営
	(2)「地球温暖化対策実行計画」の推進	主要 ①「地球温暖化対策実行計画第2期計画」の推進
2 環境学習・啓発の推進	(1)環境学習の推進	主要 ①三鷹ネットワーク大学との協働の推進 (「第7部-第1 生涯学習の推進」参照) 新拡 ②環境学習の推進 ③学校教育における環境学習の推進 ④ピオトープの整備
	(2)普及・啓発活動の推進	①環境保全に対する普及・啓発活動の充実 ②環境基金を活用した環境活動の普及・啓発事業の推進 ③環境に配慮した消費活動への支援 ④ISO取得の支援
3 地域新エネルギー・省エネルギービジョンの施策の推進	(1)新エネルギー活用の促進	①クリーンエネルギー自動車の導入の促進 ②太陽光発電・風力発電の導入の促進 ③燃料電池の導入の促進 ④コージェネレーションシステム(注3)の導入の促進
	(2)省エネルギー対策の促進	主要 ①建築物の省エネルギー対策の促進 ②環境家計簿の普及の促進
	(3)導入支援制度の充実	主要 ①環境基金の活用による先導的環境活動支援事業等の推進
4 循環型まちづくりの推進	(1)資源リサイクルの促進	①資源リサイクルの促進 (「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照)
	(2)緑と水の保全・創出	①緑と水の保全・創出 (「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照) (「第4部-第3 水循環の促進」参照)
	(3)環境に配慮した交通体系への転換	①環境に配慮した交通体系への転換
	(4)環境への負荷の少ない建設・工事の促進	①再生資材等の活用の促進 ②建設廃棄物の抑制及び再利用
5 環境対策の率先行動の展開	(1)資源エネルギーの有効利用の推進	主要 ①公共施設の省エネルギー対策の推進 主要 ②グリーン購入の推進 主要 ③エコ野菜地域循環事業の推進 (「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照) 新拡 ④新エネルギーの利用 新拡 ⑤環境への負荷の少ない建設・工事の推進 ⑥雨水利用の促進
	(2)環境管理・監査の導入	主要 ①ISO14001の運用による環境改善の推進 新拡 ②環境会計の導入の検討
	(3)公共施設の環境対策の徹底	主要 ①PCB含有照明器具等の保管・管理の徹底及び処理 主要 ②シックハウス症候群発生防止に向けた予防マニュアルの運用の徹底 主要 ③アスベスト対策の徹底 主要 ④土地改変時における土壌汚染調査の徹底

6 推進体制の整備	(1)組織体制の強化	①環境施策推進会議による推進
		②市民・事業者・NPO等との連携の強化
		③関係機関・大学との連携の強化
	(2)広域的な連携の強化	①広域的な連携の強化

(注3) コージェネレーションシステム(熱電併給): 1つの燃料から2つ以上のエネルギーを得る方法(例: ガス等の燃料を燃やし、蒸気による発電、燃焼による熱を同時に利用する仕組み)

【主要】: 主要事業
【新・拡】: 新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 「環境基本計画」の推進

環境基本条例に基づき、環境の保全等を図るための基本的施策を明らかにした総合的な計画としての「環境基本計画」(平成18年度改定)を推進します。

(市・市民・事業者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
環境基本計画の推進	推進	推進	19 推進			

■ 1-(2)-① 「地球温暖化対策実行計画第2期計画」の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
地球温暖化対策実行計画第2期計画の推進	推進	推進	19 推進			

■ 2-(1)-① 三鷹ネットワーク大学との協働の推進

市民の自主的な環境学習活動を支援するため、三鷹ネットワーク大学で環境に関するカリキュラムを編成します。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
三鷹ネットワーク大学との協働の推進	推進	推進	19 推進			

■ 3-(2)-① 建築物の省エネルギー対策の促進

市民・事業者等を対象とした省エネルギーセミナー等を開催し、省エネルギーの必要性、効果、対策などの啓発・情報提供を行います。

(市・市民・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
省エネルギーセミナー等の実施	実施	実施	19 実施			

■ 3-(3)-① 環境基金の活用による先導的環境活動支援事業等の推進

市、市民及び事業者が協働で環境への負荷の低減に努め、豊かな環境の保全、回復及び創出をしていく高環境のまちづくりの実現に向けて、先導的な活動を支援するため、平成15年度に「環境基金条例」を制定しました。基金の活用にあたっては、環境基金活用委員会において支援の対象や活用方法等について審議・検討し、平成16年度には「新エネルギー導入助成金交付制度」及び「環境活動事業助成金交付制度」を設けました。今後も環境基金活用委員会による審議・検討を進め、市民・NPO等・事業者への支援を行います。

また、優秀な環境活動を行っている市民や団体を表彰する環境活動表彰を平成18年度から実施しました。この表彰を広く市民に周知し、環境への意識や行動を高めるよう、事業を推進します。

(市・市民・NPO等・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
環境基金の活用による先導的 環境活動支援事業等の推進	支援事業の推進	推進	19 推進			

5-(1)-① 公共施設の省エネルギー対策の推進

公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、エネルギーの有効利用の視点を盛り込むとともに、行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことで、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
公共施設の省エネルギー対策 の実施	実施	実施 (3カ所)	19 実施			

5-(1)-② グリーン購入の推進

環境への負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入する「グリーン購入」を推進するため、「グリーン購入ガイドライン」に基づき庁内における印刷物等の再生紙使用の徹底、物品の購入におけるリサイクル製品の優先購入等を図り、グリーン購入率の向上を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
グリーン購入の実施	実施	実施	19 実施			

5-(2)-① ISO14001の運用による環境改善の推進

環境センターに続き平成18年度に市庁舎等(市民センター及び教育センター)でISO14001の認証を取得しましたが、環境に配慮したまちづくりをさらに進めるため、定期審査・更新審査を受審し、システムの継続的改善を行っていきます。また、他の市施設には簡易版環境マネジメントシステムを導入します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
定期審査・更新審査の受審	継続	ISO14001の 認証取得	19 継続			

5-(3)-① PCB含有照明器具等の保管・管理の徹底及び処理

5-(3)-② シックハウス症候群発生防止に向けた予防マニュアルの運用の徹底

5-(3)-③ アスベスト対策の徹底

5-(3)-④ 土地改変時における土壌汚染調査の徹底

公共施設におけるPCB(ポリ塩化ビフェニル)含有照明器具等の保管・管理を徹底し、保管中のPCB廃棄物については、適切な処理を図ります。なお、現在使用中のコンデンサについては廃棄時に微量PCBの混入を調査し、含有が認められた場合には適正に保管・処理を行います。また、シックハウス症候群の発生を未然に防止するため、「シックハウス対策マニュアル(予防編)」の運用の徹底を図ります。アスベストについては、建築物の改修・解体等に伴う環境への飛散防止対策を実施するとともに、国の基準の変更に伴い平成19年度に実施したアスベスト調査の結果に基づき、必要な取り組みを進めるものとします。さらに、3,000㎡以上の敷地内において土地を改変する場合には、東京都環境確保条例に基づき、地歴調査及び届出を行い、汚染されている可能性のある場合は、土壌汚染調査を実施し

ます。これらの事業の中で、公共施設の安全な管理の徹底を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 徹底	20	21	22
公共施設の環境対策の徹底	公共施設の環境対策の徹底	徹底	←————→			

V 新規・拡充事業の内容

■ 1-(1)-② みたか環境活動推進会議の設置・運営

「環境基本計画」の推進に必要な情報の収集・提供・交換や、市民・事業者・市の各主体の協働による取り組みを行います。

(市・市民・事業者)

■ 2-(1)-② 環境学習の推進

環境問題を体系的に学習できる講座の開設や既存の施設などを有効利用した様々な学習プログラムの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。また、市と市民との協働による学習プログラムの作成や公園・ビオトープの維持管理などを行うボランティアの組織化を支援します。

(市・市民・関係団体)

■ 5-(1)-④ 新エネルギーの利用

環境への負荷を低減するため、公共施設における積極的な新エネルギーの利用やクリーンエネルギー自動車の導入を図ります。

(市)

■ 5-(1)-⑤ 環境への負荷の少ない建設・工事の推進

公共施設の建設や都市基盤施設の工事等の際し、再生資材の積極的な利用や残土・建設廃棄物等の抑制、省エネルギー対策・新エネルギーの導入を図ります。

(市)

■ 5-(2)-② 環境会計の導入の検討

環境会計の導入を検討します。また、環境報告書の作成を念頭に置いた、わかりやすい数値化等について調査・研究を行います。

(市)

第1 環境保全の推進

2 公害防止

I 基本的な考え方

市内における公害の発生状況は、全般的にはかなり改善されつつありますが、自動車交通量の増大による大気汚染や交通騒音、近隣騒音など、広域的な取り組みを必要とし、しかも被害者が同時に加害者となっている都市・生活型公害は、依然として厳しい状況にあります。

また、化学物質の利用拡大と使用形態の多様化は、新たな汚染の危険性を生み出しています。トリクロロエチレンなどの有機化学物質による地下水の汚染や廃棄物の焼却等により生成されるダイオキシン類、極めて微量であっても生態系に影響がある、いわゆる環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）などが問題となっています。

このような状況を踏まえて、市では、住宅のア

スベスト調査に対しての調査費の助成や環境センターにろ過集塵装置等を設置するなどの取り組みを行っていますが、今後の公害防止としては、広域的な連携や国・都への要請を行うとともに、自動車使用の抑制やクリーンエネルギー自動車の導入などによる自動車公害対策、ダイオキシン類など化学物質による環境汚染対策に取り組んでいきます。そして、市民の健康、安全かつ快適な生活環境の確保に向けて、法令等に定める環境基準値が常時保たれるよう、公害発生の原因となる物質の排出を抑制する各種発生源対策を強化するとともに、化学物質の管理体制の強化、公害の監視測定や指導体制等をより一層整備していきます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
公用車に占める低公害車の割合	12%	20.6%	43.7%	増加

自動車の排気ガスを抑制する低公害車導入の状況を示す指標です。低公害車の導入に向けて段階的な取り組みを行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準 (注)	日平均値の2%除外値	0.083mg/ m ³	0.070mg/ m ³	0.053mg/ m ³
	1時間値が0.20mg/ m ³ を超えた時間数	2時間	1時間	0時間
				基準値以下

大気を汚染する原因物質には、硫黄酸化物 (SOx)、炭化水素 (HC)、ばいじん (浮遊粒子状物質 (SPM) と降下ばいじん)、一酸化炭素 (CO)、窒素酸化物 (NOx) 及び二次汚染物質であるオキシダント (Ox) 等があります。市では、大気汚染を監視するため、市庁舎で一酸化炭素・窒素酸化物・二酸化硫黄・オキシダント・浮遊粒子状物質の定期調査を実施し、経年変化を観察しています。現状において既に基準値を満たしているものについても、さらなる高環境創出に向けた取り組みを続けていきます。

(注) 環境基準は、1時間値の1日の平均値 (日平均値の2%除外値) が0.10mg/ m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/ m³以下であること。なお、数値は市役所3階定点測定によります。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 相談・苦情処理体制の充実	(1)相談・苦情の適正な処理	①公害相談・苦情処理体制の充実 ②発生源対策の強化 ③苦情・環境測定結果等の調査・分析による公害防止への活用
	(2)情報提供・啓発の推進	主要 ①公害に関する情報提供の充実 ②公害防止に向けた啓発の推進
2 発生源対策の強化	(1)発生源の規制強化	主要 ①自動車公害対策の推進 主要 ②ダイオキシン類対策の推進 新拡 ③公害予防のための環境配慮指針の徹底 ④ばい煙施設の窒素酸化物や硫黄酸化物の抑制指導 ⑤事業所からの排出ガスの抑制指導 ⑥工場・事業所等の悪臭防止の改善指導 ⑦アスベスト飛散防止対策 ⑧有害物質使用事業者への指導強化 ⑨フロンガスの適正な処理の徹底
	(2)発生源対策の支援	主要 ①アスベスト調査のための支援 ②公害防止のための設備改善の支援
3 監視機能の強化	(1)公害監視機能の強化	①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施 ②主要沿道・交差点における騒音・振動・交通量調査の充実 ③東京都自動車排出ガス測定局の活用 ④工場・指定作業場の立ち入り検査の充実 ⑤光化学スモッグ情報の適切な提供 ⑥浅井戸による地下水モニタリング(監視)調査の実施 ⑦市内河川の定期的水質調査の実施 ⑧土壌汚染調査の充実 ⑨調布飛行場における騒音対策充実の要請
	(2)推進体制の整備	①広域的な連携の強化 ②市民・事業者・NPO等との連携の強化 ③国・都への要請

主要：主要事業
新拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(2)-① 公害に関する情報提供の充実

環境測定データなど公害発生状況や公害防止に関する情報提供の内容の充実を図るとともに、わかりやすいホームページの作成などインターネット等を利用した情報入手機会の拡充を図ります。

(市・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 実施	20	21	22
公害情報の提供	実施	実施	→			

■ 2-(1)-① 自動車公害対策の推進

自動車使用の抑制や低公害車の導入、渋滞の解消やアイドリングストップの励行など、自動車公害の防止に向けた総合的な取り組みを推進します。

(市・市民・関係団体・関係機関・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期				
			19	20	21	22	
低公害車の導入の促進	実施	実施	19 実施				

2-(1)-② ダイオキシン類対策の推進

野外焼却の禁止と法定基準を満たさない小型焼却炉の使用中止の指導を行うとともに、大気・土壌・河川等のダイオキシン類調査を引き続き実施します。また、環境センターにおけるダイオキシン類の排出濃度を1ng/m³(注2)以下とするため、バグフィルタ(ろ過集塵装置)等を既に設置し、ダイオキシン類の発生抑制に努めています。

(注2) 1ng(ナノグラム)は、10億分の1g

(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期				
			19	20	21	22	
ダイオキシン類調査の実施	実施	実施	19 実施				

2-(2)-① アスベスト調査のための支援

戸建及び分譲共同住宅の露出の吹付けアスベスト調査に対して、調査費の一部を助成していますが、その周知を徹底し、市民の健康の向上を図っていきます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期				
			19	20	21	22	
アスベスト調査に対する助成制度の周知	周知・徹底	周知・徹底	19 周知徹底				

V 新規・拡充事業の内容

2-(1)-③ 公害予防のための環境配慮指針の徹底

建設作業や大規模店舗などの事業者活動に対し、環境基本条例及びまちづくり条例に基づく環境配慮指針が徹底されるよう指導します。

(市)

第2 資源循環型ごみ処理の推進

I 基本的な考え方

市内におけるごみの排出量は、ここ数年人口が増加しているにもかかわらず、わずかに減少傾向が見られますが、今後もごみの排出量を減らしていくことが必要です。

国は、平成12年「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、廃棄物処理・リサイクル推進等に関する各種法案を成立させ法体系の整備を行いました。これは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、限りある資源をできる限り循環・再利用する資源循環型社会への転換をめざすものです。

市では、これらの状況を踏まえ、過剰包装・使い捨て商品の抑制など、ごみの発生・排出抑制、再使用・再利用など、なお一層のリサイクルを推進するため、平成17年2月から新たなごみの分別

収集を開始し、ごみの排出量は減少しています。また、東京たま広域資源循環組合では、平成18年度より焼却灰のエコセメント化事業を実施し、焼却灰を資源化するなど最終処分場の延命化に努めています。

今後も、マイバッグやリサイクル協力店の普及など排出抑制に努め、分別排出の徹底など引き続きごみの減量・資源化に取り組むとともに、なお一層のごみ減量・資源化の推進の必要性やごみ処理経費の公平負担の見地などから、家庭系ごみの有料化の実施に向けて、具体的な内容や時期等について慎重に検討を進めます。

また、新ごみ処理施設の整備については、平成18年3月策定の「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、ふじみ衛生組合において市民を含む検討会の意見も踏まえながら推進していきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
一人一日あたりの総排出量	977g	924g	892g	850g

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。ここでは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められるびん、缶、古紙などを合わせた排出物の発生総量を総排出量としています。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
最終処分場に埋め立てるごみの量	6,366㎡	3,416㎡	229㎡	減少

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。焼却灰の資源化、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの埋め立てゼロをめざします。

III 施策・主な事業の体系

1 資源循環型ごみ処理の計画的な推進	(1)「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進	【主要】①「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進
	(2)新ごみ処理施設の整備	【主要】①新ごみ処理施設の整備
2 啓発活動の推進	(1)啓発活動の展開	①啓発活動等の充実 ②「ごみ減量等推進会議」との連携の強化 ③情報提供の充実 ④市民活動の支援
	(2)環境学習・消費者教育等の推進	①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実

3 ごみの発生・排出抑制	(1)発生・排出抑制施策の拡充	主要 ①過剰包装・使い捨て商品の抑制 主要 ②エコ野菜地域循環事業の推進 新・拡 ③マイバグの普及 新・拡 ④リサイクル協力店の普及 ⑤事業系ごみの排出抑制の促進
	(2)再活用施策の拡充	新・拡 ①再使用推進事業の支援 ②リサイクル市民工房の充実 主要 ①びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進 ②集団回収の拡充
4 リサイクルの推進	(1)再使用施策の拡充	新・拡 ①再使用推進事業の支援 ②リサイクル市民工房の充実
	(2)再利用施策の拡充	主要 ①びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進 ②集団回収の拡充
5 収集・運搬体制の整備	(1)収集・運搬体制の整備	新・拡 ①効率的でわかりやすい収集方法の推進 ②夜間・早朝収集の改善 ③ふれあいサポート事業の推進
	(2)リサイクルセンターの整備・充実	新・拡 ①三鷹市環境センターの適切な運営 新・拡 ①リサイクルセンター整備の検討 ②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進
6 中間処理の推進	(1)三鷹市環境センターの適切な運営	新・拡 ①三鷹市環境センターの適切な運営
	(2)リサイクルセンターの整備・充実	新・拡 ①リサイクルセンター整備の検討 ②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進
7 最終処分場の負荷軽減	(1)最終処分場の延命化	新・拡 ①焼却灰の資源化の推進 ②ごみの減量化・資源化の推進
	(2)ごみ処理手数料の見直し	主要 ①家庭系ごみ有料化の検討・実施 新・拡 ①拡大生産者責任の明確化 ②産業廃棄物への適切な対応
8 ごみ処理制度の充実・整備	(1)ごみ処理手数料の見直し	主要 ①家庭系ごみ有料化の検討・実施 新・拡 ①拡大生産者責任の明確化 ②産業廃棄物への適切な対応
	(2)処理責任の明確化	新・拡 ①拡大生産者責任の明確化 ②産業廃棄物への適切な対応
9 推進体制の整備	(1)推進体制の強化	①市民・関係団体・事業者等との連携強化 ②広域的な連携強化

主要：主要事業
新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

1-(1)-① 「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進

廃棄物・リサイクル関連法の整備やごみ質の変化等を踏まえて策定した「ごみ処理総合計画2010」を改定し、資源循環型社会の形成をめざした計画的な施策の推進を図ります。

(市・市民・関係団体・民間)

「ごみ処理総合計画2010」の改定と推進	計画期間(平成22年)の目標 推進	中期達成状況 (18年度末) 推進	後期			
			19 改定	20 推進	21	22

1-(2)-① 新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設については、平成14年1月、三鷹市・調布市の市民・学識者・市職員で構成する「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」からの答申を踏まえ、建設候補地及び処理方法の選定を行い、平成18年3月に「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定しました。基本計画では、ふじみ衛生組合を事業主体とし、ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地を建設用地とするとともに、基本方針として、①環境と安全に徹底的に配慮した施設とすること、②焼却処理により発生する熱エネルギーの積極的な有効利用を進め、循環型社会形成のシンボルとなる施設とすること、③市民とともにつくる施設とすること、④「環境学習機能」と「ふれあい機能」が充実した市民に愛される総合施設とすることなど、基本的な方向性が確認されています。

今後、この基本計画に基づき、ふじみ衛生組合において、施設整備実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の調査・手続きを行い、環境と安全に徹底的に配慮した施設づくりを両市の市民とともに推進するために設置した「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」などの意見も踏まえ、設計・施工を経て、平成25年度稼動をめざします。

(市・他自治体・関係機関・市民・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
新ごみ処理施設の整備 (一部事務組合事業)	建設 (一部事務組合事業)	環境影響調査 実施	環境影響 調査	都市計画 手続	実施設計	工事着手

3-(1)-① 過剰包装・使い捨て商品の抑制

ごみの発生・排出を抑制するため、生産者や小売業者等に対して、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め換え製品の普及などを要請します。また、レジ袋等の抑制を図るためのマイバッグを作成し、普及促進など、ごみの発生・排出抑制に向けた取り組みを市民・関係団体等との連携により推進します。

(市・市民・関係団体・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
普及・啓発の実施及び要請	実施	実施	実施			

3-(1)-② エコ野菜地域循環事業の推進

資源循環型社会の形成と環境保全型農業の推進、市内農産物の普及促進等を図るため、有機性廃棄物(生ごみ等)を利用した資源循環モデル事業をJA 東京むさしと協働により実施しています。さらに、JA 東京むさしと連携し、モデル事業で実証された学校・保育園などにおける給食残さのコンポスト及び公園、街路樹などの市内から発生する剪定枝葉による堆肥化を市内の農業経営者においても実施するなど堆肥化の拡充を図ります。また、生産された農作物については、学校・保育園の給食として使用するとともにエコ野菜として流通・販売も考慮し、市内農産物の普及促進を図ります。

(市・関係団体・市民・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
資源循環事業の実施	拡充	実施	拡充			

4-(2)-① びん・缶・プラスチック類等の資源化の推進

容器包装リサイクル法に基づき、行政・市民・事業者が役割分担に応じた責任を果たすよう、施策の展開を図ります。特にペットボトルなどプラスチック類については、経費負担を含めた事業者の自主回収が行われるよう要請していきます。また、ごみ質の変化等に対応した適切な資源化を推進し、リサイクルセンターの整備・充実などを図ります。

(市・関係機関・関係団体・市民・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
プラスチック類等の資源化 の推進	資源化の推進	分別収集の実施	推進			

8-(1)-① 家庭系ごみ有料化の検討・実施

平成16年7月、ごみ減量・資源化施策及び有料化について、ごみ減量・有料化検討市民会議を設置し、平成17年4月には、有料化の効果等として、①ごみ減量、資源化の推進、②ごみ処理経費の負担の公平化、③市民・事業者の意識改革、④環境負荷とごみ処理経費の軽減、があげられました。

その上で、有料化は、同年2月に始めた分別収集の成果を検証しながら慎重に進めること、有料化による収入は、ごみ減量等につながる新たな施策に活用すること、などの答申を得ました。

家庭系ごみ有料化については、分別収集の成果の検証をさらに進めるとともに、新ごみ処理施設整備等に係る経費が増大すること、経常的なごみ処理経費の負担の公平性を確保することなどを踏まえ、計画期間内の早期実施に向け、条例改正などを含めて検討を慎重に進めます。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
家庭系ごみ有料化の検討・実施	検討・実施	検討	検討・実施			

V 新規・拡充事業の内容

■ 3-(1)-③ マイバッグの普及

ごみの減量、レジ袋削減のため、マイバッグキャンペーンを引き続き実施するとともにイベントや三鷹市商店会連合会等との協働により、マイバッグの普及を図ります。

(市・市民・関係団体・民間)

■ 3-(1)-④ リサイクル協力店の普及

マイバッグの持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など創意工夫によりごみ減量・資源化に取り組む事業所をリサイクル協力店に認定し、協力店の利用が進むよう市民にPRします。

(市・市民・関係団体・民間)

■ 4-(1)-① 再使用推進事業の支援

再利用に比べて環境負荷の少ないリサイクル方法である再使用の普及促進を図るため、フリーマーケットや不用品の交換など市民・事業者等が行う再使用の取り組みを支援します。また、市は、インターネットを利用した不用品交換システムの整備など、市民等の活動を促進するための環境整備に努めます。

(市・市民・事業者)

■ 5-(1)-① 効率的でわかりやすい収集方法の推進

平成17年2月、市民にとってごみ・資源物の分別方法が分かりやすく、中間処理に適した新たな分別収集方法に変更しました。

さらなるごみの減量・資源化のため、この分別収集方法の徹底を推進します。また、空きびん・空き缶の収集方法を変更していきます。

(市・市民・他自治体・関係機関)

■ 6-(1)-① 三鷹市環境センターの適切な運営

ごみの焼却における環境負荷を低減するため、平成12年度から14年度にかけて、ダイオキシン類の排出を抑制するバグフィルタ(ろ過集塵装置)等を設置しました。今後も新ごみ処理施設稼働まで、必要に応じた維持・補修等を行い、安全で安定的な運営に努めます。

また、環境に配慮したまちづくり推進の一環として、平成16年度にISO14001の認証を取得し、この認証を継続します。

(市・関係機関)

■ 6-(2)-① リサイクルセンター整備の検討

リサイクルセンターにおける安定処理を維持するため、必要な点検・補修を行うとともに、老朽化が進む施設の建替えについて検討していきます。

(市・他自治体・関係機関・市民・学識者)

■ 7-(1)-① 焼却灰の資源化の推進

最終処分場の延命化に向けた焼却灰の資源化については、平成18年度から東京たま広域資源循環組合において、エコセメント化していますが、今後は資源化された製品の活用について積極的なPR等に努め、有効利用していきます。また、焼却灰の一部を民間委託で資材化し、最終処分場への埋立量ゼロを継続します。

(市・他自治体・関係機関)

8-(2)-① 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」の明確化を求め、リサイクル可能な製品の製造・販売や適切な回収等を行うよう要請していきます。

(市・国・都・市民・NPO等)



第3 水循環の促進

1 上水道と雨水利用

I 基本的な考え方

水は私たちの生命に必要な不可欠な資源であり、いつでも安全で良質な水を安心して利用できる環境が私たちの暮らしの前提となっています。しかしながら、日本の地形は川の流域が狭く、こう配も急であるため、河川の流量は変動が激しく、また、季節によって大きな開きがあります。さらに、東京が位置している関東臨海地域においては、年平均降水量が1,533mm（「日本の水資源（平成19年版）」国土交通省）と全国平均を下回っていることもあり、安定した水資源の確保が大きな課題となっています。

市の水道事業は、水資源を安定的に確保し、渇水時等における水の安定供給とともに市民サービスの向上を図る必要から、平成14年4月、東京都の水道事業に統合しました。現在、東京都水道局から事務委託を受け、受託水道事業として良質な水の安定供給に取り組んでいます。その一方で、平成23年度末には事務委託方式を解消する方針を定めており、東京都と十分な協議のうえ、手続きを進めています。

こうした中で、今後、東京都水道局が進めている「安全でおいしい水プロジェクト」を推進し、

水源から蛇口に至るまでの総合的な取り組みによって水質のさらなる向上を図り、より安全で良質な水の安定供給をめざします。

また、漏水防止対策を強化し、水利用の効率性を高めるとともに、震災に強い水道管網の整備のため、耐震強度が低く破損による漏水の原因にもなる石綿セメント製の導水管や普通铸铁製の水道管（経年管）などをより耐震強度の高いダクタイル铸铁管に布設替えし、ライフラインの整備を強化します。さらに、非常時の飲料水を確保するため応急給水体制の充実を図り、震災に強い水道施設と体制の整備を進めます。水道施設の整備では、深井戸からの揚水量を確保するため、水源井の掘り替えや水中ポンプの取り替え、採水孔の目詰まり除去工事などにより、適正な維持管理を行っていきます。また、3階建て以上の建物への直圧給水等直結給水方式の適用範囲の拡大などにより、サービスの向上に努めていきます。

水は限られた貴重な資源であることを基本認識とし、市民、事業者等の節水意識の高揚を図るとともに、雨水の利用を促進し、節水型の都市づくりを推進します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
石綿セメント製導水管の残存率	—	87.3%	46.3%	0%

導水管の震災対策の指標です。耐震強度の劣る石綿セメント製導水管の耐震化事業を進め、平成19年度末の完了をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
経年管（配水管）の残存率	—	10.1%	7.4%	1.2%

配水管の震災対策の指標です。耐震強度の劣る経年管の耐震化事業を進め、平成23年度末の完了をめざします。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 水道施設の整備	(1) 深井戸の揚水量確保	主要 ①水源井の掘り替えによる揚水量の確保 主要 ②深井戸の適正な維持管理
	(2) 水質の安全確保	①水質管理の強化
	(3) 水道施設の整備	①浄水所施設の整備 ②配水管網の整備
2 節水型都市づくりの推進	(1) 漏水防止対策の推進	①区画量水器の設置 ②水抜型丙止水栓の取り替え ③漏水調査の計画的な実施
	(2) 雨水の有効利用の推進	新・拡 ①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の設置の誘導 ②公共施設における雨水利用の拡充 ③雨水小型貯溜槽等の設置の促進
	(3) 節水意識の高揚と節水器具の普及	①啓発事業の推進 ②節水器具の普及促進
3 震災対策の推進	(1) 震災対策の推進	主要 ①導水管の取り替えによる耐震性の向上 主要 ②経年管(配水管)の取り替えによる耐震性の向上 新・拡 ③大口径給水管の取り替えによる耐震性の向上 ④震災発生時の飲料水の確保
	(2) 消防水利の確立	①防火貯水槽の整備及び設置補助事業の推進 (「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照)
4 市民サービスの向上	(1) 市民サービスの向上	新・拡 ①供給の安定化と市民サービスの拡充 新・拡 ②サービス体制の充実
	(2) 事務処理の効率化	①事務処理の効率化の推進
5 都営水道事業の事務委託解消への対応	(1) 都営水道事業の事務委託解消への対応	主要 ①「多摩地区水道経営改善基本計画」及び「水道業務移行計画(三鷹市)」に基づく都営水道事業の事務委託解消への対応

主要：主要事業

新・拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 水源井の掘り替えによる揚水量の確保

■ 1-(1)-② 深井戸の適正な維持管理

市内39本の水源井は老朽化が進み維持管理が困難になってきていることなどから、将来にわたり安定的に揚水量を確保するため、18年度に引き続き、さく井後34年以上が経過した水源井の掘り替えを行い、さく井結果を踏まえながら水源井の統廃合を進めます。今後も、良質な原水である深井戸からの揚水量を確保するため、効果的な維持管理に努めます。

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 3か所	20	21	22
水源井の掘り替え (事業費約2億6千万円)	5か所	2か所				

■ 3-(1)-① 導水管の取り替えによる耐震性の向上

震災時においても安定給水を確保するため、耐震性の劣る石綿セメント製導水管をダクタイル鋳鉄製導水管に布設替えます。延長20,500mを平成17～19年度の3か年計画として実施します。

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
導水管の取り替え (事業費約5億5千万円)	管種変更の完了	53.7%	完了			

3-(1)-② 経年管(配水管)の取り替えによる耐震性の向上

震災時においても安定給水を確保するため、東京都水道局の「東京水道経営プラン2007」に基づき、耐震性の劣る昭和47年度以前に布設された普通铸铁製配水管をダクタイル铸铁管に布設替えします。延長31,930mを平成17～23年度の7か年計画として実施します。

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
経年管の取り替え (事業費約20億1千万円)	経年管の取り替え	92.6%	推進			

5-(1)-① 「多摩地区水道経営改善基本計画」及び「水道業務移行計画(三鷹市)」に基づく都営水道事業の事務委託解消への対応

市の水道事業は渇水時等における水の安定供給や市民サービスの向上を図るため、平成14年度から東京都の水道事業に統合しましたが、現在も都から業務を受託し、実質的には市が運営する「事務委託方式」としています。

東京都水道局は、平成15年6月に「多摩地区水道経営改善基本計画」、平成18年3月に「水道業務移行計画(三鷹市)」を策定し、平成23年度末に事務委託方式を解消する方針を定めています。市では、同計画に基づく事務委託解消に向け、十分な協議のうえ、手続を進めていきます。

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
都営水道事業事務委託の解消	事務委託の解消に向けた協議	協議	協議			

V 新規・拡充事業の内容

2-(2)-① 環境配慮制度に基づく雨水利用設備の設置の誘導

まちづくり条例で定めている環境配慮制度において、すべての事業者がめざすべき基準として、誘導基準を設けています。このうち、雨水・再生水利用施設の設置に関する基準に基づき、マンション等の中高層建築などの開発事業に対し、雨水利用施設の設置を強く要望していきます。

(市)

3-(1)-③ 大口径給水管の取り替えによる耐震性の向上

震災時においても安定給水を確保するため、学校などに引き込まれている大口径の普通铸铁製給水管などを耐震性の高いダクタイル铸铁管に布設替えします。

(市・都)

4-(1)-① 供給の安定化と市民サービスの拡充

市内の送配水管の整備を行い、信頼性の高い送配水管ネットワークの構築と効率的な水運用や非常時のバックアップ機能の強化を図り、水道水の安定供給の向上に努めます。

また、より安全でおいしい水道水を供給するため、貯水槽水道対策の一環として貯水槽水道の水質検査や管理状況を点検調査する「クリーンアップ!貯水槽」の実施、公立小学校の水飲栓直結給水モデル事業の推進、そして3階以上建物への直圧給水方式並びに増圧給水方式の適用範囲をさらに拡大し、市民サービスの向上に努めます。

(市・都)

■ 4-(1)-② サービス体制の充実

東京都が開設した「多摩お客さまセンター」での利用が、平成19年4月から三鷹市においても可能となり、転入・転出などのワンストップサービスやインターネット受付の実現、受付時間の拡充など、サービス体制の充実が図られました。また、三鷹市を含む多摩地区において、水道料金のクレジットカード払いについても、平成20年度中の取扱開始に向けて検討を進めます。

(市・都)



第3 水循環の促進

2 下水道と雨水浸透

I 基本的な考え方

下水道は、都市の健全な発展と快適な市民生活の維持に不可欠な基幹的施設です。市の下水道は、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の整備をみており、既設管の延長は約364,600m（平成19年3月末現在）に達しています。現在、施設の老朽化が進んでおり、更新期を迎えていることから、適正な維持管理に努めるとともに、策定する「下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）」に基づき、施設の耐震化や防災機能の強化、さらに老朽化した施設の重点的な再生・再構築に取り組んでいます。

また、地下水の涵養や河川の水質向上など、環境保全への対応が求められている中で、市の下水道の大部分を占める合流式下水道の改善が課題となっています。

市では、「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時における河川への汚濁負荷を削減するため、道路雨水貯留浸透施設やろ過スクリーン等の

設置を積極的に進めています。あわせて、分流区域内において未整備となっている区域で雨水管の布設を推進するとともに、すでに合流式下水道整備された区域については、汚水管の布設により既設の合流管を雨水管に転換するなど、引き続き分流式下水道の拡大を図っていきます。

都市型水害対策としては、平成17年9月4日の集中豪雨による被害等を踏まえ、浸水被害が多く発生した地区を中心に、緊急かつ重点的に整備を進め、浸水被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、都市基盤の再生・再構築に取り組めます。

さらに、東京都へ「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の早期実現を強く働きかけるとともに、この計画との整合性を図りながら、三鷹市公共下水道の処理区の再編成を進める中で、東部処理区の東京都流域下水道等への編入について協議していきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
雨水浸透ますの設置数	26,186基	35,511基	42,614基	48,600基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透を促進します。

雨水浸透ますの設置数は、平成18年度の達成値として42,614基となり、中期目標45,300基に対して94%を達成しました。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
分流式下水道の整備面積	124ha	131ha	137ha	149ha

合流式下水道改善の指標です。雨水管の布設、既設の合流管を雨水管に転換するなど分流式下水道の拡大を図ります。

分流式下水道の整備面積は雨水管の布設、既設の合流管を雨水管に転換するなどの取り組みを積極的に行った結果、平成18年度の達成値として137haとなり、中期目標135haを上回りました。

Ⅲ 施策・主な事業の体系

1 下水道整備の計画的な推進	(1)「合流式下水道改善計画」の改定	主要 ①「合流式下水道改善計画」の改定と推進
	(2)「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の策定	主要 ①「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の策定と推進
2 下水道施設の整備	(1)合流式下水道の改善	主要 ①分流式下水道の拡大 主要 ②ろ過スクリーン等の設置 主要 ③道路雨水貯留浸透施設の設置 ④雨水放流堰の改善
	(2)災害対策の推進	主要 ①都市型水害対策の推進 ②陶製取付管の管種変更の促進
	(3)適正な維持管理	新拡 ①井の頭ポンプ場遠方監視設備の導入 ②老朽管の調査と更新 ③ポンプ場施設の計画的な設備更新 ④事務処理の効率化
3 雨水の地下浸透の促進	(1)雨水浸透施設の設置	主要 ①雨水浸透ますの設置の促進 ②雨水貯留浸透施設の設置の促進 ③公共施設(道路等)における雨水浸透施設の設置の促進
4「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合化	(1)市内処理区の再編成	主要 ①東部処理区の流域下水道等への編入の推進
5 下水処理の適正化	(1)高度処理施設の適正な維持管理	①東部下水処理場の適正な維持管理
	(2)下水汚泥の資源化	①下水汚泥の資源化の推進

主要：主要事業
新拡：新規・拡充事業

Ⅳ 主要事業の内容とスケジュール

■ 1-(1)-① 「合流式下水道改善計画」の改定と推進

地域特性に合わせた効率的な下水道施設の改善を行い、雨水流出抑制型下水道への転換をさらに推進するとともに、東部処理区の流域下水道等への編入の方向性を踏まえ、「合流式下水道改善計画」を改定します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
合流式下水道改善計画の改定と推進	改定・推進	策定・推進	推進	←	改定	推進

■ 1-(2)-① 「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の策定と推進

震災時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化と被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を図るとともに、老朽化した施設の重点的な再生・再構築をあわせて進めるため、「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」を策定します。この計画に基づき、防災拠点等と下水処理施設を結ぶ管渠や緊急輸送道路及び避難路の下に埋設されている管渠を再生・再構築し、耐震化等を推進します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の策定と推進 (事業費:約4億4千万円)	策定・推進			策定	推進	

2-(1)-① 分流式下水道の拡大

分流区域において、未整備となっている雨水管の布設を推進するとともに、汚水管の布設により既設の合流管を雨水管に転換するなど分流式下水道の拡大を図ります。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
分流式下水道の整備 (事業費:約4億円)	整備工事の実施	約3,980m 整備	整備工事			

2-(1)-② ろ過スクリーン等の設置

「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時における合流式下水道の河川放流水対策として、ごみ等の除去を目的とした、ろ過スクリーン等を雨水吐き室に設置します。また、雨天時における汚濁負荷の早期削減対策として、高速凝集沈殿処理施設を設置します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
ろ過スクリーン等の設置 (事業費:約4億8千万円)	30か所整備	3か所	整備			

2-(1)-③ 道路雨水貯留浸透施設の設置

「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時、未処理下水の公共用水域への放流を削減するため、道路に降った雨水を一時貯留し、土壌へ浸透させるための施設を設置します。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
道路雨水の貯留浸透施設の設置 (事業費:約14億円)	8.8ha 整備	3.2ha 整備	整備			

2-(2)-① 都市型水害対策の推進

平成17年9月4日の集中豪雨による被害や都市型水害のシミュレーション結果を踏まえ、浸水被害が多く発生した地区を中心に雨水管や貯留浸透施設の整備を行うなど、都市型水害対策を推進するとともに、都市基盤の再生・再構築に取り組みます。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19	20	21	22
都市型水害対策の推進 (事業費:約21億8千万円)	中原地区完了 中仙川、井の頭、 新川地区事業着手	中原地区事業 着手	中原地区			
				中仙川・井の頭・新川地区		

3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の促進

雨水の地下浸透を促進するため、公共施設への雨水浸透施設の設置を進めるとともに、民間施設についても、中高層建築物や開発行為の指導要綱に基づき設置を指導していきます。また、住宅地への設置については、市内全域を対象として市民に協力を要請します。さらに、東京都や近隣市との広域的な連携により雨水浸透ますの設置の促進を図ります。

(市・都・他自治体・市民・事業者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 設置	20	21	22
雨水浸透ますの設置	設置の継続実施	42,614基	→			

4-(1)-① 東部処理区の流域下水道等への編入の推進

三鷹市の単独処理区である東部処理区について、費用対効果や水質の向上等の観点を踏まえ、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合性を図りながら、東京都流域下水道等への編入に向けて取り組んでいきます。

なお、野川下水処理場(仮称)計画については、都の動向を見ながら対応していきます。

(市・都)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後期			
			19 調査・検討	20	21 都市計画 変更 基本設計	22 都市計画 認可変更 実施設計
東部処理区の流域下水道等への編入の推進	認可変更・実施設計	検討・協議	→			

V 新規・拡充事業の内容

2-(3)-① 井の頭ポンプ場遠方監視設備の導入

老朽化した井の頭ポンプ場の建物の補強工事を実施するとともに、東部下水処理場から監視する遠方監視設備の導入について検討を進めます。

(市)

